

社会福祉法人ときわ福祉会

令和4年度 ひがし保育園 事業計画

1. はじめに

社会福祉法人ときわ福祉会及びひがし保育園は、平成20年に設立して以来14年を経過しているが、今年度の事業については「中長期計画」に基づく5年目の取り組みとしての計画を策定する。

近年、保育所入所が困難な待機児童問題が課題として議論され、児童福祉法の改正や「子ども子育て支援法」の制定・施行のもとに、さまざまな施策が打ち出され保育（児童福祉）を取り巻く環境も大きく変化している。

これらの情勢や貝塚市の状況を踏まえ、当法人「ときわ福祉会」は、法人としての一層の組織強化を図りながら、地域ニーズに対応する保育所（ひがし保育園）としての役割と機能が十分に果たせるような施設環境の整備をとおして、保育事業を推進していく。また、新型コロナウイルスの感染予防対策に引き続き取り組んでいく。

メインスローガン

「できた！」「やった！」「すごいね！」がたくさんある保育
「たのしいね」「うれしいね」「ありがとう」がいっぱいの保育

2. 運営理念

社会福祉法人ときわ福祉会の運営する「ひがし保育園」は、児童福祉法・子ども子育て支援法の理念に基づき、子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを運営理念とする。

3. 事業の取組み

(1) 児童の遇

定員：120名 (受入れ可能数：定員×120% = 144名)

1) クラス編成

クラス名	ひよこ	こりす	こぐま	ひつじ	きりん	ぞう	計
対象年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
受入可能数	12名	24名	24名	28名	28名	28名	144名

＜令和4年度 4月初日 児童在籍推定人数＞ 予想

クラス名	ひよこ	こりす	こぐま	ひつじ	きりん	ぞう	計
対象年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
在籍進級児	1名	11名	19名	22名	22名	26名	101名
新入園児	1名	6名	2名	2名	0名	0名	11名
合計	2名	17名	21名	24名	22名	26名	112名

2) 保育の基本理念

- ・こどもたちの「育つ力」を最大限に引き出し、支え、自らを「愛される存在」「大切な存在」として認識し、高い自己概念・自尊感情・自己肯定感をもって成長していくための土台をつくり、育む。
- ・「ひがし保育園」の保育は、自由でのびのびと「遊ぶ」ことを基本として、日々を精いっぱい楽しみながら、創造性と健全な心身の育成を目指す。また認められ、ほめられ、受けとめてもらえる経験を毎日たくさん積み重ねることによって、ゆるぎない自己肯定感を獲得できる保育を目指す。
- ・日々の保育の中で、個々の年齢や発達に応じた保育計画に基づくカリキュラムを策定しながら子どもたち自身が多くの達成感を実感できる保育を行う。

3) 保育の目標 <7つの柱 = 保育環境づくり>

- ① 心身の健康的な成長を保障する環境
- ② 安心と安全を保障し、育つ喜びを感じられる環境
- ③ 集団を活かした個の形成がなされる環境
- ④ 創造性と探究心を育む環境
- ⑤ いのちを尊び平和を愛する心を育む環境
- ⑥ あらゆる差別を認めず、許さない人を育てる環境
- ⑦ 総合的に理解され、楽しく成長できる環境

(2) 保育内容

1) 開園時間及び保育時間

○開園時間	午前7時00分～午後7時00分
○保育時間	
(1) 基本保育時間	午前9時00分～午後5時00分
(2) 長時間保育時間	午前7時00分～午前9時00分 午後5時00分～午後6時00分
(3) 延長保育時間	午後6時00分～午後7時00分 (別途料金)

2) 休園日

- ・ 曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・ 異常気象等による警報発令による臨時休園

3) 送迎及び欠席について

- ・送迎は、原則として保護者が行う。やむを得ず保護者以外の方が送迎される場合は、事前に連絡をしてもらう。
- ・登園・降園の際には、登降園時間表に時間と送迎者の名前・体温等を記入してもらう。また、保育士と子どもの様子等の引き継ぎ確認を行う。
- ・防犯安全対策のため、登降園が頻繁な時間帯以外は玄関を施錠する。
施錠している場合は、インターホンを利用する。
- ・欠席が事前に分かっている場合は、できるだけ早めに連絡してもらう。
当日の欠席については、午前9時までに電話で連絡してもらう。

4) 臨時休園について

- 台風及びその他の状況により、大阪府に「暴風警報」が発令されたときは次の措置を講ずる。

- 午前7時現在「暴風警報」が発令されている場合：**自宅待機**
- 午前8時現在「暴風警報」が解除された場合：**平常保育**
午前8時現在引き続き「暴風警報」が発令されている場合：**自宅待機**
- 午前9時現在「暴風警報」が解除された場合：**開園、保育**
※ただし、この場合給食用意ができないので、お弁当を持参してもらう。
午前9時現在引き続き「暴風警報」が発令されている場合：**休園**

- 保育中「暴風警報」が発令された場合：緊急連絡をして、ただちにお迎えをお願いする。
- 地震、その他の災害が発生した場合には、状況に応じて対応し、お迎えの連絡をいれる。(防災マニュアルに基づく)

5) 給食について

- ひがし保育園での給食は、全て給食業者（マルタマフーズ）へ業務委託しているが、給食提供はすべて園内の厨房にて調理する。
- 献立作成は、園主導のもとに、委託先の栄養士と密な連携を行い、必要な栄養をバランスよく摂取できるように努める。

- ※ 献立は毎月、栄養士が献立表を栄養管理献立ソフトにより作成し、それに基づき調理を行う。
- ※ 離乳食についても、保護者の方との緊密な連携のもと、スムーズな提供に努める。
- ※ 幼児食については、1～5歳児まで同一のメニューを採用するが、3歳未満児と3歳以上児では、量や食材の大きさを変える。(必要栄養摂取量を基に)
- ※ アレルギー除去食へのきめ細かい対応。(前年度より部分除去食から完全除去食に移行)
- ※ 毎日お迎えの時間帯に給食・手作りおやつの見本展示を行う。
- ※ 配膳時に職員は食事専用のエプロン・三角巾を使用する。
- ※ 魚は、骨抜き加工したものを使用する。

6) 保育園における 1日の生活の流れ

- ・保育園での1日の生活の流れは日課表のとおりである。

0・1・2歳児		3・4・5歳児	
登園 自由遊び	AM7:00	登園 自由遊び	
登園 自由遊び	9:00	登園 自由遊び	
おやつ 設定保育	9:30 	設定保育	
給食準備 給食 自由遊び	11:00 	 11:30	
午睡準備 午睡	12:30 	給食準備 給食 自由遊び	
おやつ	PM1:00 	午睡準備 午睡	
自由遊び 隨時降園	3:00 	おやつ	
	4:00 	自由遊び 随时降園	
	PM7:00		

保育園での生活時間

※保育の取り組み

○法人・施設の基本理念と方針に則りながら、個々の年齢や発達に応じた保育計画に基づくカリキュラムを策定し、子どもたち自身が多くの達成感を実感できる保育を行う。

○「保育の全体的な計画」(保育課程)、「年間保育計画」「月案・日案」等に基づく具体的な保育の取組み(子ども相互の関係と集団における活動及び生活や遊びを通しての総合的な保育の展開)

○今年度の重点的な保育の取り組み

(幼児教育・保育を行う施設としての具体的な取り組み例)

- ・健康な心と体づくり(幼児グループの体育指導の導入)
- ・数量や図形、標識や文字などへの関心を高める取り組み
- ・自然との関わりを通しての生命の尊重や豊かな感性や表現を高める取り組み

- ・遊びや生活を通して経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむような取り組み

7) 保育園での「年間行事予定」は次のとおりである。
 (詳細は、別添「年間行事予定一覧表」参照)

令和4年度 ひがし保育園行事予定表

月	全児対象行事	歳児別の行事
4	☆入園式 ☆家庭訪問（新入園児） ☆クラス懇談会	• 0～5歳児 クラス別全体懇談会
5	☆親子祭り ・尿検査	• 3～5歳児 園外保育
6	・歯科健診 ☆保育参観、試食会	☆0歳児 半日保育士（保護者） • 3～5歳児 歯磨き指導 • 5歳児 連合春の集い
7	・プール開き ・七夕まつり	• 5歳児 わくわく保育 • 5歳児 老人クラブとの交流
8	・水遊び、プール水泳、（東盆踊り）	
9	・内科健診	
10	☆運動会 ・総合避難訓練（消防車出動）	• 4歳児 視力検査 • 5歳児 連合秋のつどい • 3～5歳児 いも掘り • 4歳児 老人クラブとの交流
11	・合同クッキング	• 3～5歳 みかん狩り • 4～5歳児 交通安全指導 • 1～5歳児 合同クッキング
12	☆生活発表会 ・クリスマス会	
1	・お正月遊び ・もちつき	• 3～5歳児 手洗い指導 • 0～4歳児 個人懇談会
2	・節分会	• 5歳児 個人懇談会
3	・内科健診（新入時面接） ・お別れ会 ☆卒園式	• 3～5歳児 お別れ遠足

※避難訓練（毎月第1水曜日） ※園庭開放（毎月第3水曜日）

※誕生会（毎月第4水曜日）

※新型コロナウイルスの感染状況により実施については検討する。

8) 健康管理

保育園は、子ども達が一日の多くの時間を過ごす場所であることから、健康面には細心の注意をはらい、きめ細かく、子ども達の体調に留意した保育を行っていく。

【子どもたちの健康面に関する具体的取組】

- ※ 定期的に健康診断（園医）・歯科健診を行う。
- ※ 入園前に園医による入園前健康診断の受診実施。
- ※ 在園児の予防接種の記録並びに在園児の法定伝染病の罹患記録を園に保管、
隨時更新する。
- ※ 毎月身長体重を測定し、その結果を健康カードに記入し、保護者にも伝える。
- ※ 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策として、0歳児クラス5分おき、1、2歳児
クラスは10分おきの睡眠中チェックを行う。（1歳未満児はうつぶせで寝な
いように気を配る。）
- ※ 毎朝、視診や引き継ぎ表を使用し、登園前の家庭での様子を確実に担任に
引き継ぐ体制を作る。
- ※ 緊急時に備え、職員の AED 訓練等を推し進めていく。
- ※ 温度計・湿度計を各保育室に設置し、室内環境の維持を心掛ける。
- ※ 空気清浄機を使用し、ウイルスの飛散の防止に努める。
- ※ 害虫駆除・布団乾燥を定期的に実施する。
- ※ 新型コロナウイルスの感染予防対策として、保育室等の換気をする。

・令和4年度の保健計画の主な内容は以下のとおりです。

年/月	実 施 内 容
R4 / 4月	成長記録と予防接種について（保護者向け）
5月	尿検査（全園児）
6月	歯科健診（全園児）歯磨き指導（3、4、5歳児）
7月	プール入水の健康管理について（保護者向け）
8月	熱中症予防について（保護者向け）
9月	内科健診（全園児）
10月	視力検査（4歳児）
11月	感染症注意喚起（保護者向け）
12月	感染症注意喚起（保護者向け）
R5 / 1月	手洗い指導（3、4、5歳児）
2月	予防接種・感染症罹患状況確認
3月	内科健診（全園児）（次年度新入園予定児）

保育園は、子ども達が一日の多くの時間を過ごす場所であることから、
健康面については細心の注意をはらい、きめ細かく、子ども達の体調に

留意した保育を行っていく。

4. 新型コロナウイルス感染予防対策

令和2年4月7日の国の緊急事態宣言の発令に基づき、感染予防対策を行ってきた。

今年度についても、国・大阪府・貝塚市の指針や動向を見極めながら、感染予防対策に取り組む。ひがし保育園の取り組みは、昨年度から引き続き以下の通りである。

- ①登園・降園時の廊下対応
- ②土曜日の保育については、密を避ける感染予防対策の観点から、家庭保育が可能なところに協力要請
- ③問診票の設置（保護者及び園児の体温等の記入）
- ④保護者のマスク着用及び手指消毒
- ⑤園児（3・4・5歳児）の保育中のマスク着用
- ⑥園児（3・4・5歳児）手洗時のソーシャルディスタンスを行う
- ⑦保育時間中は換気を行う
- ⑧感染予防対策が可能な行事については、保護者の参加数や歳児別に分けて実施する。
- ⑨職員については、マスクの着用・健康チェックを行う

5. 防災・安全対策

消防計画による避難訓練の実施だけでなく、地震・風水害等にも対応できる総合的な「防災マニュアル」を整備し対応する。職員の組織体制をしつかり定め、災害発生時の行動手順を周知し訓練を通してしっかり身につけられるように努め、速やかに対応できるような体制を作り上げていく。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・非常災害時の避難訓練（毎月） | ：年間の避難訓練計画に基づき実施 |
| ・交通安全指導（年1回） | ：警察と市役所が来園して指導を受ける |
| ・AED、救命救急講習 | ：消防署より来園してもらい講習を受ける |

6. 地域に対する貢献活動について

（新型コロナウイルスの感染状況により実施については検討する。）

1) 地域貢献活動

- ・保育園が地域社会に向けて専門的機能を提供できるように取り組む。
本園には、育児経験や育児相談のノウハウを持った「**地域貢献支援員**」（スマイルセンター）が数名いるが、そうした技能を持つ職員が地域貢献できるような体制を整備していく。

（園庭開放事業における子育て相談や生活困窮レスキュー事業での協働等）

2) 実習生・ボランティアの受け入れ

- ・保育士養成校と連携・協力しながら現場に役立つ保育者養成のための受け入れ指導を積極的に進めていく。
- ・受け入れ園は実習生に対して適切な助言や指導を行うため、職員間で「実習生

受け入れ指導マニュアル」の周知を図り、受け入れ指導体制を整備していく。

- ・ボランティアについても、積極的に受け入れを行い、地域との橋渡しができるように努める。

3) 中学生保育体験事業

- ・中学生の「職業体験学習」や、フィールドワーク（保育園訪問）の受け入れ
中学生（中学校職場体験学習・フィールドワーク等）が、子どもや家庭の大切さを理解できるよう乳幼児とふれあう場を作り、受け入れる。

4) 地域行事への積極的参加

- ・地域が主体となって創設された保育園として、地域（人権協会や老人クラブ及び町内会等）の行事や講演会・セミナー等に積極的に参加し、交流を図る。
- ・保育園主催の行事に地域の方々を招待するなど、地域住民との交流を積極的に推し進めていく。
- ・法人の地域貢献事業の一環として、生活困窮レスキュー事業（大社協）にも協力していく。

7. その他の事業

1) 園庭開放事業

月1回（第3水曜日）、園庭・園内を開放して各種の催しを開催し、地域の子育て家庭への支援を行う。

2) 地域活動推進事業

① 世代間交流等事業

利用者の方や地域の方（老人クラブ等）との交流を通じて、世代間のふれあい活動を行う。

② 異年齢児等交流事業

園内での日常的な異年齢保育を積極的に行う他、学童保育・小学校との連携を図り、児童の社会性を養う。

③ 中学生職場体験学習

中学生（第2中学校）が、子どもや家庭の大切さを理解できるよう乳幼児とふれあう場作りを提供する。

④ 1日保育士（保護者対象）

保育園での集団保育の体験を通して、乳児の保護者の子育て力のアップを図る。

※新型コロナウイルスの感染状況により実施については検討する。

8. 職員の待遇

1) 職員構成

園長：1名 主任保育士：1名 保育士：24名
看護師：1名 事務：1名 計28名

調理：6名（栄養士含む：委託） 嘱託医：1名（非常勤）
安全誘導員：2名（パート1名、シルバー委託1名）

2) 職員の労務・勤怠管理

- ・労働関係法令、就業規則等に則り、適切な労務管理を行う。
- ・タイムレコーダーによる適切な勤怠管理を行う。
- ・労働安全衛生法に基づく安全指導と衛生指導に努める。（ストレスチェック等）
- ・ワーク・ライフ・バランスへの配慮と福利厚生の取り組み
- ・働き方改革の基づく、超勤の軽減と有給休暇の計画的取得
- ・職員の就業状況の把握と働きやすい職場づくり

3) 会議・委員会

職員会議	毎月1回（定例）及び臨時
リーダー会議	毎月1回（園長・主任・グループリーダー）
グループ会議	毎月1回（主任・グループリーダー、組リーダー）
クラス会議	クラス単位で原則、毎週1回（主任・クラス担任）
給食会議	毎月1回（喫食状況・食育活動など）
食育委員会	毎月1回（園長・主任・栄養士・看護師・保育士）
リスクマネジメント委員会	毎月1回（園長・主任・保育士・看護師）
安全対策（防災・防火）委員会	毎月1回（園長・主任・保育士）
自己点検・評価委員会	半期ごとに園全体の自己評価を行う

4) 健康管理

- ・定期健康診断：年1回
- ・検便：毎月1回
- ・接種：インフルエンザ予防接種

5) 職員の資質向上のための研修計画

- ・保育所の役割・機能を発揮するためにも、職員各自が保育所職員の一員としてそれぞれの役割を自覚し、保育への前向きな姿勢を常に持ち園全体及び職員個々の資質向上を図る研修を計画する。
- ・職員個人別研修計画（自己向上のための目標設定）を設定し、それに基づいた研修への参加を奨励する。今年度は、特にキャリアアップ研修の受講を奨励し、すすんで参加させる。免許状更新の対象者の受講への配慮も行う。

＜園内研修＞

研修会・会議名	開催（回数）	備考
新任職員研修（園内） リーダー会議カリキュラム検討等）	4月～（継続的） 毎月	前年3月～
運営会議（園長、主任、チーフによる会議と研修）	毎月	
献立会議（献立、食育計画に基づく検討）	毎月	
職員会議（園の運営・保育に関する課題等の検討）	毎月	
防火管理委員会（防災・防火訓練等を通しての研修）	随時	

<園外研修>

会議名（団体・所属等）	開催（回数）	備考
大阪府保育士会（総会・研修会）	随時	
泉州民間保育士会（総会・研修会）	随時	
貝塚市民間保育所連絡協議会（総会・研修会）	随時	
大阪府社会福祉協議会各種研修会 (対象：新任職員・中堅職員・上級職員)	随時	
大阪府社会福祉協議会保健婦・看護師研修会	随時	
貝塚市人権協会・人権セミナー	年2～3回	対象者
キャリアアップ研修（専門リーダー等養成）	随時	対象者
免許状更新講習（幼稚園教諭）	随時	

<管理者研修>

会議名（団体・所属等）	開催（回数）	備考
日本保育協会<大阪支部>（総会・研修会等）	随時	
大阪府社会福祉協議会・保育部会研修会	随時	
大阪府社会福祉協議会・経営者部会研修会	随時	
貝塚市役所主催研修会	随時	
貝塚市民間保育所連絡協議会（園長会・主任会）	随時	
保育園・保育士養成校研究懇談会	年1回	
全国保育研究大会	年1回	

9. 施設管理

1) 事務関係

- ・ 管理事務、会計事務 …… 園長と事務担当者が適切に行っていく。
- ・ 児童処遇事務（保育、給食、健康管理）…… 施設長・主任が統括する。

2) 設備関係：機器・遊具の設備点検 …… 定期的に実施する。

3) 備品関係：必要に応じ、備品・消耗品の購入を行う。

4) 災害・安全対策

- ・避難訓練 …… 毎月1回（10月には消防車出動）
- ・非常食糧の備蓄 …… 賞味期限等の確認と補充
- ・消防設備の点検委託 …… 年2回（内、届け出1回）
- ・建物、設備、遊具等の定期点検

10. 保護者に向けて（新型コロナウイルスの感染状況により実施については検討する）

1) 保育参加

保育参観・給食試食会の実施 / 運動会、生活発表会の参観

2) クラス別懇談会： 年1回、クラス毎に開催。

3) 個人面談： 各クラス毎に、個人面談を年1回以上実施する。

（5歳児クラスは、2月に就学に向けての個人懇談会を行う）

4) お知らせ

- ・園だより：毎月発行
- ・クラスだより：毎月発行
- ・保健（すくすくだより）：定期発行
- ・献立表（離乳食・幼児）：毎月1回発行

5) 保護者会との連携

11. 地域社会との連携（新型コロナウイルスの感染状況により実施については検討する）

* 地域に開かれた保育園を目指し、地域との関わりを積極的に持つよう努める。

1) 地元町会等の行事・会合等への参加

2) 校区幼稚園・小学校等との連携

3) ハート交流館・ひとつふれあいセンター・やすらぎ老人福祉センターとの連携

4) 子育て支援団体等との交流

12. その他

1) 自己評価（自己評価チェックリスト、ストレスチェック）

施設長による個人面接等を通して、職員の個々の評価及び園全体の自己点検評価を行う